

Title	『管子』 「国蓄」 篇を読む：君主と市場
Sub Title	Reading Guanzi
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2020
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.113, No.2 (2020. 7) ,p.275 (129)- 287 (141)
JaLC DOI	10.14991/001.20200701-0129
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20200701-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

『管子』「国蓄」篇を読む
——君主と市場——

寺出道雄*

(1) はじめに

本稿では、「倉廩実ちて礼節を知り、衣食足りて榮辱を知る（倉廩実，則知礼節，衣食足，則知榮辱）」（『管子』 p. 13.）という言葉でも知られた，日本を含む東アジア文化圏の古典である『管子』から，そこでの経済論が行きついた形をしめす「国蓄」篇を選んで，拙訳を提示すると同時に，その解説を行なう。

『管子』は，本文が失われ，題名のみが残されたものを含んで，全部で 86 篇からなるが，「国蓄」篇は，第 73 篇にあたる。また，『管子』全体は，8 つの類に分けられているが，「国蓄」篇は，第 8 類である「軽重」類に属している。「軽重」とは，直接には，物価の高低を意味するが，広くは，経済そのものを指す。「軽重家」という言葉で，経済論者を意味する用法もある。

そうした『管子』の諸篇のかなりは，春秋時

代の覇者であった斉の桓公とその宰相であった管仲との対話という形式で展開されている。しかし，実際には，『管子』全 86 篇は，戦国時代から漢代にかけてまでの間に，「管仲学派」と呼ばれ得る人々によって徐々に完成されていったものであると推定されている。「軽重」類はその中でも，比較的新しい時代に成立した部分であるとされる。金谷治（金谷（1987））は，「国蓄」篇を前漢の第 7 代皇帝であった武帝（在位，前 141 年—前 87 年）の治世下で成立したものであろうと推定している。

内容的には，『管子』の全体では，政治，経済，法など，幅広い主題が取り上げられている。その政治思想は，主に道家，法家の要素が混交されたものであるとされる。特筆すべきことは，そうした幅広い主題の中で，経済に関する考察が重要な位置をしめていることである。その経済に関する考察は，第 1 類である「経言」から，第 8 類の「軽重」にまで

* 慶應義塾大学名誉教授

渡って行なわれている。その「軽重」類以外での経済に関する考察は、第5類「区言」に属する第48篇の「治国」篇のように、農本的な主張が纏まってなされている場合もあるが、全体としては、断片的なものである。これに対して、「軽重」類では、経済の問題が主題として取り上げられている。しかも、その名がしめすように、市場における物資の価格の変動に関する問題が多く取り上げられている。

「経言」類に属する第5篇である「乗馬」篇において、「市場は価格の標準を定める場である（市者貨之準也）」（『管子』p.79.）と定義されるのであるが、そうした「軽重」類における市場での物資の価格の変動に関する議論が、その成立時期からして、東西世界を通じて極めて特異なものであることはいうまでもないであろう。

その場合、「軽重」類、計19篇（内3篇は本文を欠く。）における展開も、主には、斉の桓公と管仲との対話に仮託された形式で展開されている。しかし、本稿で取り上げた6篇目である「国蓄」篇は、議論文の形式で展開されている。「軽重」類の各篇は、重複や矛盾も多いのであるが、そうした中で「国蓄」篇は、もちろん「軽重」類のすべての主題が扱われている訳ではないものの、その類の内容を端的に把握するに足る内容を含んでいる。「国蓄」篇は、一つの議論文として纏められているだけに、古代中国の経済論者である「軽重家」の思考様式を知るために貴重な議論なのである。

本稿において「国蓄」篇を取り上げる所以である。

以下、(2)の「訳と要約」では、「国蓄」篇の拙訳と要約とをしめす。(3)の「解説」では、その解説を行なう。(4)の「おわりに」では、「国蓄」篇の性格を概括するとともに、それが日本の近世経済思想について学ぶ上でもつ意義について触れる。最後に、「軽重」類における貨幣数量説について、「補論」を付して一瞥する。

(2) 訳と要約

以下、「国蓄」篇について、日本語訳と要約とを掲げる。訳は、『管子』(pp.1145-1163.)に収められた原文と、遠藤哲夫による書き下し文から行なった。もちろん、同書所収の遠藤訳を参照し、大きく裨益されたが、拙訳では同訳より簡潔であることを心掛けて、語と構文とを選択した。その異同は一々注記しなかった。ただ、遠藤訳と解釈が異なる箇所については、注を付して原文を掲げた。なお、本文のローマ数字による大区分は、遠藤にしたがい、算用数字による小区分は、本稿の筆者が行なった。

I.

1. 国に十年分の備蓄がありながら、民が食糧に不足すれば、彼らは皆その技能をもって君主からの禄を望むものである。君主に山海の金がありながら、民が貨幣に不足すれば、彼らは皆その事業をもって君主との交わりをもとめるものである。それゆえ君主は、食糧を蓄蔵し、貨幣の支出を抑え、それらの余剰によって不足を制御するのである。そうすれば、

民はすべて君主に繋ぎとめられた存在になる。五穀は、民の命を司る物資である。黄金や銅貨は、民が物資を流通させる手段である。ゆえに善き君主はその流通手段を発行する専権をもって、穀物の流通を制御するのである。こうして民力は尽くされることになる。

【君主が貨幣・物資の流通の実権を握り、民が君主の政策に依存しなければ生活を営めないようにすることが、経済統治の根幹であることが述べられる。なお、「山海の金」とは、山の鉄、海の塩、すなわち塩鉄の統制による収入をいう。】

2. 民が、信じる者に親しみ、利益のために死をも厭わないことは、天下に共通している。民が、与えれば喜び、奪えば怒ることは、人情をもつ者である限り共通している。先王はそのことを知っていた。それゆえに、彼らは与えるという形をしめして、奪うことになる理路をしめさなかったのである。そこで、民の君主に対する親愛の念は遍く行き渡った。課税の方式には二種類ある。一つは、直接の課税によって税を強いてもとめる方式である。今一つは、市場を通じた課税によって税を状況に応じてもとめる方式である。王者・覇者である君主は、強いてもとめる方式をとらず、状況に応じてもとめる方式をとった。⁽¹⁾それゆえに、天下は楽しんで君主にしたがったのである。

【民の君主に対する依存の念を確保する必要が述べられる。そうした観点から、直

接の課税ではなく、市場を通じた課税の妥当性が述べられる。】

II.

1. 国からの利益の出口が、君主一者であるなら、その国は敵なしである。君主ともう一人の有力者の二者であっても、その兵は屈することはない。⁽²⁾しかし、それが三者であれば、兵を挙げるべきではない。四者であれば、その国は必ず滅ぶ。先王はそうした事情を知っていた。それゆえに、彼らは、民が余剰を保有する途をふさぎ、利益を得る途を狭くしたのである。民に与える者は君主のみであり、民から奪う者は君主のみであった。民を貧しくする者は君主のみであり、民を富ます者は君主のみであった。それゆえに、民は、君主を日月のように戴き、父母のように親しんだのである。およそ国を治めようとするのに、軽重、すなわち物価が高低することの理路に通じていなければ、民を保護することは出来ない。民の利益を調整することが出来なければ、制度について語り、安定した統治を行なうことは出来ない。

【君主が経済を制御する権限を独占することが、君主の権威・権力を確保するために重要であることが述べられる。特に、君主が物価の高低を調整する方策を知っていることが必要であることが指摘される。】

2. しかるに、万乗の国には万金を蓄えた富商がおり、千乗の国には千金を蓄えた富商が

(1) 原文は、「租籍者所以彊求也，租稅者所慮而請也。王覇之君，去其所以彊求，發其所慮而請。」（『管子』 p. 1146.）。訳文は、全体の文脈に合わせた補足を含む。

(2) 原文は、「出二孔者，其兵不屈。」（『管子』 p. 1147.）。

いる。それはなにゆえであろうか。国の利益が多く失われれば、臣下は忠を尽くさず、士は死を賭すこともない。年には豊凶があるから、穀物の価格には高低がある。物資を調達する命令には緩急があるから、その価格には高低がある。しかし、君主が統治を有効に行ない得ないなら、富商たちは市場を自由に歩き回り、民が物資に不足しているのに乗じて、その資本を百倍にするのである。また、耕地の分配がはじめ均等であっても、強者のみが耕地を守り通すことが出来る。財貨の分配がはじめ均等であっても、智者は財貨を取奪する。智者は人に十倍する成果をおさめ、愚者は元手をも償えないのである。しかして、君主はそうした状態を調整することが出来ない。こうして民の間の貧富の差は百倍にも達するのである⁽³⁾。民が富んでいれば、禄を報奨として使役することは出来ない。民が貧しければ、刑罰をもって威すことはできない。命令が行なわれず、万民が治まらないのは、貧富が均しくないからである。

【経済を放任すれば、農村でも都市でも、民の間に貧富・階層の格差が生じることが述べられる。そして、貧富・階層の格差があれば有効な統治は行なわれないとされる。ここでは、民の間の経済的平等が、良好な統治に有効であるという根拠から主張される。】

3. 君主は、算術を用いて、耕地や開墾地の面積を測り知ることが出来る。⁽⁴⁾ 一方、民の食

糧を生産するためには、一人当たりどれだけの耕地が必要かも分かる。こうして、本を知り、末を知ることが出来れば、穀物が絶対的に不足しているのではないことを知ることが出来る。しかして、民が飢餓に見舞われ、食糧に不足している者がいるのは、なぜであろうか。穀物を蓄蔵している者がいるからである。君主が銭を鑄造し、貨幣制度を立てているのは、民による物資の流通のためである。一人当たりでは、百千の銭が行き渡るはずである。しかして、銭が行き渡らない者がいるのはなぜであろうか。利益を併呑してしまう者がいるからである。君主が蓄蔵された財貨を分散させ、余剰と不足とを均し、財貨を分配し、制度を設けて民の生活を整えなければ、いかに君主が農事を重んじて耕作を促し、日々貨幣を鑄造することを止めずとも、秘かに民を使役するものと使役されるものに分かつのみである。そのようなことで、どうして治をなすといえるであろうか。

【前述を受けて、君主が経済統治を行なうことによって民の平等な生活を維持することが、良好な統治に必要であることが述べられる。そして、民の間の平等を維持するためには、君主による財貨の再配分が必要であるとされる。】

Ⅲ.

1. ある年がたまたま豊作であれば、市場で穀物は売れることなく、犬や豚が人の食糧を

(3) 原文は、「故民有相百倍之生也。」(『管子』 p. 1148.)。

(4) 原文は、「且君引鋸量用，耕田發草土，得其数矣。」(『管子』 p. 1148.)。訳文は、文法通りではなく、全体の文脈に合わせた訳である。

食う。ある年がたまたま凶作であれば、市場で穀物は一釜で錢貫十の価格になり、道に餓民が横たわることになる。それは、地力がもとより足らずに、食糧が足りないからであろうか。そうではなく、前の年の穀物が安く、犬や豚が人の食糧を食ったから、次の年の食糧が不足することになったのである。物資の価格がたまたま安ければ、価格を半分にしても売れることはなく、民の仕事はその元手を償うにも及ばない。物資の価格がたまたま高ければ、十倍の価格でも買うことが出来ず、民はその蓄えを失う。それは、財貨がもともと少なく、民に物資が行き渡らなかつたためであろうか。そうではなく、民が利益を得るべきときを失い、物資から得られる利益が均等でなかつたからである。それゆえに、善き君主は、物資の不足した者に対する給付を、物資の有り余った者からの供出に依存して行なうのである。

【豊作の年には穀物価格が低くなり、凶作の年にはそれが高くなるという、豊凶の差にもとづく穀物価格の変動の問題が取り上げられ、君主による物資の再配分が必要であることが述べられる。】

2. 民というものは、物資に過剰があれば、それを軽んずる。それゆえ、君主はそれを低い価格で買い入れる。また、民というものは、物資が不足すれば、それを重んずる。それゆえ、君主はそれを高い価格で売り渡す。それを取り集めるのに、低価格をもってし、散ずるのに、高価格をもってする。こうして、君主

には十倍の利益があり、しかも物資の価格は平準化されるのである。およそ、軽重、すなわち物資の価格の高低による大きな利益は、物資の価格を高くさせる政策をもって、低い価格に対処し、低い価格で買い入れた物資を、高い価格で売り渡すこと⁽⁵⁾によって得られる。万物の多少はときの変動にしたがう。需要と供給とが平らかであれば価格は変動しない。均衡が崩れれば、価格の上昇が現れる。君主は、こうした事情を知っている。それゆえに、そうした事態に対処するのに、平準化の政策をもってするのである。

【君主が、価格が低いときに物資を買い入れ、価格が高くなったときにそれを売り渡せば、君主に収入をもたらすとともに、物資の価格を平準化させることになることが述べられる。ここでは、物資に対する需要とそれの供給との均衡が価格の安定の条件であり、その均衡の崩壊が物資の価格の変動をもたらすことになる、という見解が述べられている。】

3. 万家の都市には、必ず、万鍾の穀物の備蓄を用意し、錢貫千万の貨幣を準備する。千家の都市には、必ず、千鍾の穀物の備蓄を用意し、錢貫百万の貨幣を準備する。そして、農民には、春は耕作に従事させ、夏は除草に従事させる。そのための鋤などの農具や種籾や農作業の期間の食糧は、すべて君主が貸し与える。それゆえに、富商・富豪は、民を収奪することが出来ない。このようであるのはなぜであるか。それは、君主が国のもとである

(5) 原文は、「凡軽重之大利，以重射輕，以賤泄貴。」（『管子』 p.1152。）

農民を養うことに努めているからである。春の耕作のための貸与に対しては絹布を取返し、夏の除草のための貸与に対しては秋の収穫を取返す。こうして、民が仕事を失うことはなく、国が利益を失うことはないのである。

【都市においては、その規模に応じて穀物の備蓄と貨幣の準備とを設けるべきことが述べられる。また、農村においては、君主が種籾・農具・食糧を農民に貸し与え、その代償として、農民から絹布・穀物を取返すべきことが述べられる。これは、いわゆる分益制（刈分）の制度である。】

IV.

1. およそ五穀は万物の主である。穀物の価格が高ければ、万物の価格は必ず低く、穀物の価格が低ければ、万物の価格は必ず高い。穀物と万物との相互は敵同士の関係にあるので、それらの価格がともに平準化されるということはない。君主は、穀物の価格と万物の価格とが、互いに相競うことを制御して、その不均等の間で政策をとり行なうのである。それゆえ、万民は税を直接に課されることなく、利益は君主に帰するのである。

【穀物の価格の高低と、穀物以外の物資の価格の高低とが逆方向になることが述べられる。すなわち、君主が穀物を買入れるべきときは、穀物以外の物資を売り渡すべきときであり、逆のときには、逆になるのである。そうした操作によって、

君主は収入を得ることになる。】

2. 家屋に課税することを、家屋を毀すという。家畜に課税することを、繁殖を禁ずるという。耕地に課税することを、耕作を禁ずるという。一家の人数に課税することを、人情を離すという⁽⁶⁾。正業に就いている者に課税することを、遊民を養うという。これら五つの方法は、ことごとく用いてはならない。王者はこうした直接の課税の方法を用いずに課税を行なうのである。それゆえ、天子は貨幣に課税し、諸侯は食糧に課税するのである。平年作の年には穀物の価格は、石当たり十銭である⁽⁷⁾。大人の男は、月に四石を食べるから四十銭の税を支払い、大人の女は、月に三石を食べるから三十銭の税を支払う。子供は、月に二石を食べるから、二十銭の税を支払う。凶作の年には穀物の価格は高く、石当たり二十銭である⁽⁸⁾。そうすれば、大人の男は、八十銭の税を、大人の女は、六十銭の税を、子供は、四十銭の税を支払うことになる。これは、君主が一畝当たりの収穫に応じて農民に課税する方法とは異なる。君主が農民の耕作から収穫までを保証したうえで、男女子供が皆、課税に服することになるのである。一方、君主から一人が扶持を得れば、十人の縁者がその残りを得ることが出来、十人が扶持を得れば、百人の縁者がその残りを得ることが出来、百人が扶持を得れば、千人の縁者がその残りを得ることが出来る。

【直接の課税が望ましくないことが述べら

(6) 原文は、「以正人籍，謂之離情。」（『管子』 p. 1155.）。

(7) 原文は、「中歳之穀，糶石十銭。」（『管子』 p. 1155.）。

(8) 原文は、「歳凶穀貴，糶石二十銭。」（『管子』 p. 1155.）。

れる。一方、諸侯による穀物の流通に対する課税のあり方の数値例が挙げられる。君主が農民から収取した穀物を売り払うとき、穀物の価格が高ければ、その収入は増加することになる。農民からの貢租を現物で取得し、君主が市場で穀物の売り手になることによって、君主は、穀物の価格の上昇による利益を確実に入手出来るのである。また、君主がその収入によって家臣を抱えれば、君主に生計を依存し、従属する関係にある者の数が増えることが付言される。】

3. 物資が多ければ価格は低く、少なければ高い。また、物資が分散されていれば価格は低く、集めれば高い。君主はその理路を知っている。したがって、君主は国の物資の余剰と不足とを見極めて、その物資の流通を制御するのである。穀物の価格が低ければ、貨幣をもって穀物に換え、布帛の価格が安ければ、貨幣をもって布帛に換える。物価の上昇と下落の様子を視て、それを平準的な価格によって制御するのである。こうして物価の高低は調整されることになり、君主は、その操作によって利益を得るのである。

【物資の価格の高低を規定する、需要と供給との関係が再確認される。そして、君主はそうした関係を利用して、物資の流通過程から収入を得るべきであることが述べられる。ここでは、穀物と布帛という農家族内の分業によって生産される二つの物資の問題が注目されている。】

V.

1. 前に万乗の国があり、後ろに千乗の国がある国を「抵国」という。前に千乗の国があり、後ろに万乗の国がある国を「距国」という。国土が正方形で、四面を敵に囲まれた国を「衢国」という。百乗の国であり「衢」の状態にある国の君主を、「託食の君主」、すなわち「寄食する君主」と呼ぶ。千乗の国であり「衢」の状態にあれば、領土の三分の二を周囲の国に削り取られる。万乗の国であり「衢」の状態にあれば、領土の三分の一を周囲の国に削り取られる。それでは、なにゆえに百乗の国であり「衢」の状態にある国の君主を、「託食の君主」と呼ぶのであろうか。百乗の国であり「衢」の状態にあれば、千乗の国・万乗の国の間に挟み囲まれる。大国の君主同士が不和になり、兵を挙げて攻め合えば、百乗の国は戦闘の任に充てられ、そこで功績を挙げても恩賞を得られることはない。そして、重臣が外地で戦死すれば、所領を与えて功を称えなければならぬ。軍隊が捕虜を得れば、賞して禄を与えなければならぬ。領地は功賞のために尽き果て、税の蓄積も戦死者の遺族の扶養のために使い尽くされてしまうことになる。こうして、名目的には君主の地位にあっても、実質的には領地はなく、百乗の守と名乗っても、一尺四方の土地も守れない。

【国家を、万乗の大国、千乗の中国、百乗の小国に分けて、そのそれぞれについて地政学的な位置の特質によってもたらされる統治の困難が述べられる。】

2. それでは、大国の内情が乏しく、小国の財用が尽きたなら、どのようにして国を運営

すべきであろうか。百乗の国は、官が商業についての特許状を交付するとともに、季節の変化による物資の価格の高低に乗じて、それを制御するのに、平準的な価格をもってする。そのようにして、百乗の国を運営するのである⁽⁹⁾。千乗の国は、天然の資源を産するところ、手工業品を産するところ、その他の物資を産するところを直轄するとともに、年の豊凶を視て、家臣の禄を高低させる⁽¹⁰⁾。そのようにして千乗の国を運営するのである。万乗の国は、年の豊凶を視て、民の需要の緩急に乗じて、命令を正して、平準的な価格をもって物資の価格を制御する。そのようにして万乗の国を運営するのである。

【百乗の国、千乗の国、万乗の国ごとに、財政的困難に対処する方法が述べられる。それらの中心は、物資の価格の変化を利用することであり、農産物の価格をはじめとした物資の価格管理の実施である。】

3. 玉は、禺氏に生じ、黄金は汝・漢に生じ、真珠は赤野に生じ、いずれも東西南北、周を去ること七千八百里である。水路も陸路もなく、舟車をもって行くことは出来ない。先王は、その途が遠く、行きつくことが困難であるので、その役割を価値の高さに託して、珠玉をもって上幣とし、黄金をもって中幣とし、刀貨・布貨の銅貨をもって下幣としたのである。この三種の貨幣は、握っても暖をとる助けにはならず、食べても腹が満ちることにもならない。先王は、そうした貨幣を用いて、

物資の流通を守り、民の生活を制御したのである。こうした政策を名付けて「衡」という。「衡」とは、物資の価格を、あるいは高くし、あるいは低くし、一定させないことをいうのである。

【珠玉を上幣、金を中幣、銅貨を下幣とする貨幣制度の存在が述べられる。その制度は先王が定めたものであるとされる。その場合、上幣・中幣とされる珠玉・金は、先王の国である周にとっての外来の奢侈品であったことが強調される。外来の奢侈品が貨幣とされることは、初期の貨幣によく見られた事態である。ここでも、君主が市場を制御する必要が指摘される。】

4. 今、君主が命令を発して民に課税し、十日にして完納せよといえ、物資の価格は一割低下する。八日にして完納せよといえ、物資の価格は二割低下する。五日にして完納せよといえ、物資の価格は五割低下する。朝に出した命令によって夕べまでに完納せよといえ、物資の価格は九割低下する。先王は、こうした事情を知っていた。それゆえに、万民に直接に課税することをせず、命令にもとづいた物価の変動によって収入を得たのである。

【同一額の貨幣需要でも、その緩急に応じて物資の価格の変動に及ぼす影響が異なることが指摘される。そうした事情は君主による物資の買い入れ・売り渡し政策

(9) 原文は、「乗四時之朝夕，御之以輕重之准，然後百乘可及也。」（『管子』 p. 1159.）。

(10) 原文は、「千乗之國，封天財之所殖，械器之所出，財物之所生，視歲之満虚，而輕重其禄。」（『管子』 p. 1159.）。

の実施に応用出来ることになる。】

(3) 解説

1. 議論の性格

「国蓄」篇の叙述は、現実の批判的な描写をも含みながら、その批判にもとづいた統治の規範的なあり方を提示することが主眼となっている。その議論では、しばしば先王、すなわち、夏、殷、周の伝説的な王の知恵と統治のあり方とが振り返られ、その範例にならった知恵と統治のあり方が提示されるのである。

その場合、知恵と統治のあり方とは、何らかの徳目を先立てた理念的なものではなく、君主の利益を目指した現実的なものである。したがって、先王も徳の高い聖王としてではなく、実利的な統治をなした知恵の持ち主として描かれている。先王の行為や先王が設けた制度が、君主の行為や設ける制度の規範とされる、という思考様式は同一でも、その先王の行為や設けた制度の意義と内容とが、儒家の場合などとは異なるのである。

2. 経済主体

「国蓄」篇に登場する経済主体は、大きく民と君主に分類出来る。

この内、民は、農民とそれ以外の商工に従事する都市の住民とからなる。彼らは、より大きな利益を追求する存在である。しかし、彼らは、いわゆる合理的経済人として純粹に抽象されているのではなく、喜怒哀楽といった情動にもとづいて行動する存在として描かれている。すなわち、彼らは、「信じるものに親

しみ、利益のために死をも厭わない」(I-2) 存在、「与えれば喜び、奪えば怒る」(I-2) 存在なのである。彼らは、君主が自己の命運を左右する存在であると判断すれば、君主に従順に従い、君主を「日月のように戴き、父母のように親し」(II-1) むのである。同時に、彼らの行動は長期的な視点を欠いたものでもある。彼らは、豊作で穀物の価格が低ければ、それを粗末に扱い、凶作でその価格が高ければ、餓民をも生み出すことになるのである。

これに対して君主は、民に「与えるという形をしめして、奪うことになる理路をしめさない(見予之形、不見奪之理)」(I-2) 狡知ともいえる知恵をもつべき存在である。その狡知は、「軽重、すなわち物価が高低することの理路に通じ」(II-1) ていることにもとづく経済統治にしめされる。すなわち、君主の経済統治に当たっての基本的な姿勢は、豊凶にもとづく穀物の価格の高低をはじめとした、諸物資の価格の変動を必然的なものとして捉え、その価格の変動を利用して収入を得るような知恵をもつことであった。すなわち、貨幣を発行する専権をもった君主は、物資の価格の動向を長期的な視点で見極め、現状の分析と的確な予測とによって物資を売買して、国を運営する知恵をもたねばならないのである。

3. 経済統治

「国蓄」篇における経済統治論の主眼は、それ自身が専制者である君主が、国の経済の余剰をすべて独占すべきであるという主張にある。君主は、「民に与える者は君主のみであり、民から奪う者は君主のみであった。民を貧し

くする者は君主のみであり、民を富ます者は君主のみであった」(II-1)という先王の統治に倣わなければならないのである。

そうした経済の余剰の独占策としては、まず、塩と鉄との統制・専売による利益の独占が挙げられる。もちろん、塩鉄の統制・専売は、『管子』に固有の主張ではない。しかし、『国蓄』篇においても、「山海の金」(I-1)からの利益の独占が説かれるのである。

一方、農業に関していえば、分益制(刈分)の制度が採られるべきであるとされる。農民に土地の他に生産や生活のための資財を貸し与え、その収穫に応じて定率の収穫物を收取する分益制は、本来、農民に十分な資財がないときに採られる制度である。そうした君主による資財の貸し与えがないなら、貧しい農民は、金貸しや富裕な農民からの借りに依存しなければならなくなる。そのことは、農民層の分化をもたらす。農民が生産した余剰の中間取得をもたらす。したがって、そうした中間取得を排除し、君主がより大きな余剰を獲得するためには、分益制の採用によって農民の階層分化を阻止する必要があるのである。すなわち、「富商・富豪は、民を取奪することが出来ない」(III-3)ようにするのである。そこで、分益制によって君主が穀物とともに絹布をも取得するとされていることは興味深い。貸し与えは、養蚕に関してもなされるのであろう。こうして、穀物と布帛という、農民家族内の分業による二つの主要な生産物の余剰が、君主によって独占されることになるのである。

君主は、そうした穀物と布帛とを自ら消費

すると同時に、市場において商品化する。そのとき、穀物について採られるのが、糶、すなわち市場において売り出される穀物と、糶、すなわち市場において買い入れられる穀物との間での操作である。国は、市場における穀物の価格が低いときにはそれを買い入れ、高いときにはそれを売り渡すのである。穀物の価格の高低に応じて国が穀物を売買し、市場の実勢に合わせた収入を得ると同時に、穀物価格の安定を図る方策である。すなわち、「君主は国の物資の余剰と不足とを見極めて、その物資の流通を制御するのである。」(IV-3)布帛についても同様である。なお、現代における農産物価格政策は、農民保護あるいは消費者保護を主眼として実施されるが、ここでの糶・糶の操作の主眼は、君主の財政政策としてもつ意味にある。

一方、後述するように、穀物と穀物以外の物資の価格は、逆の方向に動くから、君主による、收取した穀物と布帛との売り渡しの機会は異なることになる。君主のこれらの売り渡しによる収入は、『国蓄』篇において、農民から收取した租税の市場における実現としてよりも、むしろ市場における消費者への課税として捉えられている。すなわち、「君主が農民の耕作から収穫までを保証したうえで、男女子供が皆、課税に服することになる」(IV-2)とされるのである。そこでは君主は、何よりも、土地所有者的な性格の存在としてではなく、市場において行動する商人的な性格の存在として捉えられている。君主の市場を通じた課税は、「君主が一畝当たりの収穫に応じて農民に課税する方法とは異なる」(IV-2)こと、

すなわち生産者に対する直接の課税ではなく、消費者全員が課税されるようになることが強調されるのである。

もちろん、現実の都市には、富商・富豪が存在する。「万乗の国には万金を蓄えた富商があり、千乗の国には千金を蓄えた富商がいる」(II-2)のである。そして、彼らは経済の余剰を取得する。すなわち、彼らは君主に帰属すべき余剰を横取りしている存在に他ならない。彼らの存在は、君主自身の商業活動によって排除されるべきである。したがって、都市においても、農村におけると同様、民の平等化が帰結されなければならないのである。

こうして、商人として行動し、経済の余剰を全面的に独占する君主のもとで、農村においても都市においても、民は経済的に平等であるという、特異な「商業国家」が構想されるのである。そこでは君主の市場における穀物や穀物以外の物資の「売り」が、消費者としての民への課税として捉えられるのである。

4. 需要供給説

「国蓄」篇における議論は、「物資が多ければ価格は低く、少なければ高い。また、物資が分散されていれば価格は低く、集めれば高い」(IV-3)という需要供給説の明確な認識にもとづいてなされている。

その需要供給説に関しては、穀物の価格の高低と、穀物以外の物資の価格の高低とが逆の方向になると述べられていることが、興味深い。すなわち、「穀物の価格が高ければ、万物の価格は必ず安く、穀物の価格が安ければ、万物の価格は必ず高い。穀物と万物との相互

は敵同士の関係にあるので、それらの価格がともに平準化されるということはない」(IV-1)のである。

この点は、次のように理解可能であろう。

「民の命を司る物資」(I-1)として「万物の主」(IV-1)である穀物の供給が、豊凶によって変化すれば、需要の価格弾力性が小さいその価格の変動は大きい。一方、平均的な年でもエンゲル係数が高ければ、豊凶による、穀物の購買に対する支出の増減は大きい。そうすれば、単純化のために家計の貨幣所得と支出とが一定であるとして、穀物以外の物資に対する需要額は、豊凶によって、穀物に対する需要額とは逆の方向で大きく変化する。こうして、穀物の価格の変化と穀物以外の物資の価格の変化とは、逆の方向になるのである。君主の財政政策は、そうした穀物の価格と穀物以外の物資の価格との変化の方向の違いを認識して行なわれるべきなのである。

需要供給説に関しては、その他にも、貨幣需要が変化するとき、その変化が緊急のものであればあるだけ、物資の価格低下の幅は大きくなるといった事情など、興味深い議論がなされる。

その場合、単に、需要の側の条件を一定として、供給が多ければ物資の価格は低く、供給が少なければ物資の価格は高いという事態そのものは、市場での取引を観察すれば、了解可能であろう。しかし、注目すべきことは、そうした事態が事実として認識されていただけでなく、それを、「需要と供給とが平らかであれば価格は変動しない。均衡が崩れれば、価格の上昇が現れる(准平而不変, 衡絶則重見)」

(III-2) というように、明瞭に経済学的命題として捉えていることである。

こうした認識によって、「国蓄」篇をはじめとした『管子』における叙述は、単に経済論であるだけでなく、経済学の嚆矢たり得ているのである。

(4) おわりに

近代ブルジョア社会の生成・成立を背景とした西欧において、市場のもつ法則性の認識は、自由放任の主張に帰結した。これに対して古代専制社会の存在を背景とした中国においては、市場のもつ法則性の認識は、君主自身が市場における取引の主体となり、その市場での活動を財政政策の支柱とするという、「国蓄」篇での主張をもたらした。すなわち、近代西方世界においては、市場が自然に均衡をもたらすことが注目され、均衡の人為的な変更が批判された。一方、古代東方世界においては、君主の行動が自然な均衡を人為的に変更させ得ることが注目され、そのことが目指されたのである。

そうした「国蓄」篇を含む『管子』については、儒家からの批判は行なわれたものの、唐代以降、現代に至るまで、数多くの注釈書が著されてきた。その古典としての地位は揺るがなかったのである。

その場合、本稿で取り上げた「国蓄」篇では、経済学的考察の課題は、需要供給説に集中している。しかし、同じ「軽重」類の「山国軌」篇では、考察は、貨幣数量説の問題にも及んでいる。(補論を参照。)

需要供給説と貨幣数量説とは、白石、徂徠、梅園など、近世日本において、経済学的な考察を残した主要な論者が依拠した経済理論の二つの領域であった。白石は、「改貨後議」において、「異朝の書には、天下財用の事ども、詳に論じ候物ども其数多く候を、わかき時に其かたはしばかりはうかゞひ見候事も候」(新井白石(2015) p.142.)と、自己の経済学的議論が中国の書物に拠ることを明言している。徂徠は、『政談』において、「管仲の詞にも衣食足て榮辱を知ると云り」(荻生徂徠(2011) p.86.)と、『管子』に直接に言及している。また、安井息軒は、『管子』の注釈書『管子纂註』を残している。

これらのことは、『管子』の思想が近世日本の経済思想に直接・間接に影響を与えたことを示唆しているといえるであろう。近世日本の経済論者は、多く漢学者であったから、その思考の源流は『管子』にあった、といえると思われる。『管子』は、近代化以前には、学問的に東アジア文化圏に属した日本にとっての古典でもあるのである。

補 論

この補論では、「軽重」類の7篇目、第74篇である「山国軌」篇での貨幣数量説に関する展開について一瞥する。なお、「山国軌」篇は、斉の桓公と管仲との対話として叙述されている。そこで、訳は対話文体で行なった。

そこでは、君主が穀物の価格操作によって、その価格を上昇させ、富豪が上納すべき貨幣を、穀物価格の上昇に対応させて上納させる、

という状況が出発点として想定される。そうすると、以下のようなことになるのである。

「国の貨幣の九は上、すなわち君主の手にあり、一は下、すなわち市場にあります。市場において、貨幣の価値は高く、万物の価格は低くなります（幣重而万物軽）。このとき君主が、貨幣をもって万物を買い入れれば、貨幣は下にあり、万物は皆上にあることになり、市場における万物の価格は十倍になります。そうすれば、官吏は、市場での価格をもって万物を売り出し、その価格が低下すれば、その売り出しを止めるのです。」（『管子』 p. 1168.）

ここでの議論は、次のような設定のもとで了解可能であろう。

$$\begin{aligned} \text{貨幣総量} &= \text{市場における貨幣流通量} \\ &+ \text{国家による貨幣の保有量} \\ \text{市場における貨幣流通量} \times \text{貨幣の流通速度} \\ &= \text{物価} \times \text{物資量} \end{aligned}$$

ここで、貨幣総量と貨幣の流通速度とは、常に一定である。したがって、君主は、国家による貨幣の保有量を調整することによって、市場における貨幣流通量を変化させることが出来る。

そうすると、君主が、国家による貨幣の保有量を増加させ、市場における貨幣流通量を減少させれば、物資量を一定として、貨幣の価値は高くなり、物価は低下する。このとき、君主が、低下した物価によって物資を買い入れれば、市場における貨幣流通量は増加し、物

資量は減少するのであるから、貨幣の価値は低くなり、物価は上昇する。そうしたもとの、君主は、物資を市場で売り出す。そして物価の低下が現れれば、その売り出しを中止する。すなわち、「山国軌」篇における的確な表現を借りれば、君主は、「未だ形の見えないうちに凶り、それが現れればその企てを実施し、命令によって政策を進退させる（布於未形、捩其已成、乘令而進退）」（『管子』 p. 1168.）のである。

このようにして、君主は、市場における貨幣流通量と物資量とを調整することによって、貨幣数量説的な因果関係を利用して、収入を得る機会を作り出すのである。ここでも、君主は、市場を操作することによって収入を得る存在であるとされる。

主要参考文献

- 『管子』（1989・1991・1992）遠藤哲夫『管子』（『新釈漢文大系』）上・中・下、明治書院、所収。
- 『管子：Guanzi』（2005）I～IV、広西師範大学出版社。
- 新井白石（2015）「改貨後議」寺出道雄『新井白石の経済学——付注と考察——』日本経済評論社、所収。
- 荻生徂徠（2011）『政談 服部本』東洋文庫。
- 遠藤哲夫（1989）「管子 解題」前掲遠藤『管子』上、所収。
- 金谷治（1987）『管子の研究——中国古代思想史の一面——』岩波書店。
- 水上健造（1975・1976・1985・1989）「管子『経済論』の一考察」1～4『和光経済』第8巻第1・2号、第9巻第2号、第18巻第1号、第22巻第1号。